

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための

## 特例措置について

2020年4月10日厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、医療機関により電話等で診療を受けた際、薬局では電話・情報通信機器を用いた調剤及び服薬指導とお薬の配送が特例的に認められました。

この通知を受け、患者様が安全にお薬をお受取りが出来るよう、当薬局ではFAXによる処方箋の受付、電話による服薬指導及びお薬の配送を行っております。

### 【対応方法について】

- ・処方箋の受付方法： 医療機関からのFAX等
- ・服薬指導及び服薬状況の把握に使用する機器：電話
- ・お薬の配送方法： ゆうパック他（お薬により配送方法がかわります）  
\*送料は患者様のご負担となりますのでご了承下さい。
- ・お支払い方法： 代金引換サービス、銀行口座振込他（薬局にご相談下さい）
- ・対応期間： 厚生労働省通知による時限的なものであり、今後の情勢により終了時期が決まります。